

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	加 藤 武 男	
出席	副 会 長	三 輪 義 治	
出席	副 会 長	山 田 岩 夫	
出席	委 員	前 野 晃	
出席	委 員	川 口 高 志	
出席	委 員	水 谷 敏 信	
出席	委 員	渥 美 誠	
出席	委 員	水 谷 怜	
出席	委 員	戸 谷 静 治	
出席	委 員	毎 田 勝 敏	
出席	委 員	杉 村 義 仁	
出席	委 員	佐 藤 信 之	
出席	委 員	水 谷 隆	
出席	委 員	川 村 勝 美	
出席	委 員	近 藤 豊	
出席	委 員	中 野 俊 郎	
出席	委 員	飯 田 喜美子	

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	委 員	伊 藤 定 廣	
出席	委 員	青 木 茂	
出席	委 員	吉 川 広	
出席	委 員	高 木 俊 彦	
出席	委 員	堀 田 秀 志	
出席	委 員	服 部 一 美	
出席	委 員	福 田 和 雄	
出席	委 員	石 原 温	
出席	委 員	山 岡 幹 雄	
出席	委 員	堀 田 喜代春	
出席	委 員	橋 本 三 博	
欠席	委 員	大 野 泰 弘	
出席	委 員	加 藤 和 子	
出席	委 員	鈴 木 義 英	
出席	委 員	芳 川 照 明	
出席	委 員	飯 田 英 雄	
欠席	委 員	濱 田 恒 雄	
出席	委 員	松 永 富士男	
出席	委 員	山 田 宗 一	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	飯 谷 幸 良
課長補佐（事務担当）	渡 辺 弘 康
主 事（事務担当）	瀧 田 崇 司

発言者	内 容
	<p>1．開催日時 平成26年2月20日(木) 午前9時00分から午前10時05分</p> <p>2．開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室</p> <p>3．出席委員(35人)別紙のとおり</p> <p>4．欠席委員(2人)別紙のとおり</p> <p>5．議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 議案第39号 事業計画変更承認</p> <p>日程第 6 決定第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 7 専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>日程第 8 専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願</p> <p>日程第 9 専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</p> <p>日程第 10 専決報告 現況証明願</p> <p>日程第 11 報 告 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>日程第 12 報 告 農地改良届出書</p> <p>日程第 13 報 告 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用</p> <p>日程第 14 報 告 公共工事に伴う一時転用</p> <p>日程第 15 報 告 愛西市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書届出状況について</p> <p>日程第 16 そ の 他</p> <p>6．農業委員会事務局職員(3人)別紙のとおり</p> <p>7．本委員会の書記は、課長補佐 渡辺弘康 である。</p> <p>8．会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p>

事務局長

定刻となりましたので、平成26年2月農業委員会定例会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。

会長さん宜しくお願いします。

会 長

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は37名中35名で、定足数に達しておりますので、只今より2月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号28番 橋本 三博 委員

議席番号30番 加藤 和子 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

- 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・4件
- 議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・1件
- 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・7件
- 議案第39号 事業計画変更承認申請・・・・・・・・・・1件
- 決定第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定
による当委員会の決定について・・・・・・・・・・17件
- 専 決 報 告 農地法第3条の3第1項の規定による届出・・・・・・・・21件
- 専 決 報 告 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願・・・・1件
- 専 決 報 告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・2件
- 専 決 報 告 現況証明願・・・・・・・・・・1件
- 報 告 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・7件
- 報 告 農地改良届出書・・・・・・・・・・1件
- 報 告 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に
伴う農地転用・・・・・・・・・・2件
- 報 告 公共工事に伴う一時転用・・・・・・・・・・1件
- 報 告 愛西市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書
届出状況について・・・・・・・・・・1件

それでは、議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請 について審議

	<p>をお願いします、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1 番から 4 番の譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明) 以上、4 件につきましては、農地法第 3 条第 2 号各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上です。</p>
会 長	<p>只今、事務局より 議案第 3 6 号 につきまして説明させていただきました、尚、2 番につきましては、当委員会が「あっせん」を行った案件ですので、ここでお世話になりました、あっせん委員の 7 番委員より「あっせんの結果報告」をお願いします。</p>
7 番委員	<p>7 番委員より「あっせん結果報告」あっせん委員を代表し報告させていただきます。 平成 25 年 12 月 19 日にて申出人「 」より申出のあった、農地の「あっせん」につきまして、定例会終了後、買受候補者 2 名を選定し、平成 26 年 1 月 31 日午後 1 時より、立田庁舎にて「あっせん」を行った結果、第一候補者の「 町 」さんの息子さんの「 」さんが買取ることとなりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申出農地は、大井町浦田面 86 番地 他 1 筆 ・ 合計面積 3 , 5 8 9 m² ・ 購入価格は 10a あたり 円で、 ・ 総額では 円でした。 <p>以上報告させていただきます。</p>
会 長	<p>ご苦労様でした。 その他、議案第 3 6 号につきまして何かご質問・ご意見ございますか。</p>
31 番委員	<p>このあっせん事業については、適正化あっせんに該当して税法上の控除は受けられるのですか。</p>
事務局	<p>はい。800 万円の特別控除が受けられます。あっせん事業が終わりましてすぐに、税務署へ報告をしまして、規定にはまっているという通知をいただいております。</p>
会 長	<p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 3 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 4 件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>事務局</p>	<p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について審議をお願いします、事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)現在の農家住宅は立地条件が大変不便であるため、道路条件が良い申請地に農家住宅を建築する計画でございます。尚、現在の住宅は取り壊しし、敷地については、畑として利用する計画でございます。</p> <p>以上1件につきましては、農地法第4条第2項各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、議案第37号 について事務局より説明させていただきました。何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成という事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請 7件について審議をお願いします、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び詳細説明)宅地に隣接する申請地を庭敷地として、現在の宅地と一体的に利用する計画でございます。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び詳細説明)借入金の返済の為、現在の住まいを売却し、申請地に農家住宅を建築し、今後も農業経営に精進するとの事でございます。尚、今般3条にて、申請がありましたが、受人が主体的に農業経営を行う形となります。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び詳細説明)申請者は申請地に隣接する土地において、平成21年にあま市より本店を移転し運送業を営んでおります。計画では、あま市及び津島市に保管していますトラック25台、本社に保管している25台、合計50台及び従業員</p>

員用駐車場 17 台分を今回の申請地及び図面には表示されていませんが、以前は養鶏場であった土地を含め駐車場として整備する計画でございます。元養鶏場は既に宅地であり、この申請には入っていませんが、面積が 1,970.24 m²あり、全体計画は 4,260.24 m²、本社を含めると 8,878 m²となります。

(4 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び詳細説明) 現在は家族 4 人にて賃貸住宅に居住していますが、将来を考慮し父所有地に分家住宅を建築する計画でございます。

(5 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び詳細説明) 永和保育園には駐車場が無く、敷地の空いているスペース及び近隣の児童館、防コミの駐車場を利用し、送迎などに対応しているとの事で、今般、道路を隔てた申請地に乗用車 57 台分を確保し、職員及び送迎用の駐車スペース、運動会などの保護者駐車場を確保する計画でございます。

(6 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び詳細説明) 今回、大変に大きな面積の太陽光に関する転用案件でございます。通常は 50kw 以下でございますが、今回は 581.7kw であり、通常の 11.6 倍の規模となります。内容は 1 期～3 期工事に分けて設置するとの事で、パネル枚数は 1,903 枚、固定は専用架台にて固定、メンテナンスは、中部電気保安協会へ委託、総事業費は 円、計画では 7 年にて回収し、25 年にて 円程、利益が出る計画でございます。申請書には売電に必要な各種申請書も添付されており、特に問題は無いと思われます。尚、今回の申請地は田が 4,567 m²含まれており、1.2m 程の盛土をする事になりますので、産業廃棄物を絶対に混入しないとする誓約書を添付する様に指導いたしました。尚、先程も申し上げましたが、盛土の土質につきましては、事務局としましても十分に注意をいたしますが、地元の担当委員につきましても、監視をお願いできればと思っております。よろしく願い申し上げます。又、雨水に関しては、敷地中央部へ U 字溝を設置させ、直接排水路まで持って行く様に指導いたしました。

(7 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び詳細説明) 受人は申請地に隣接する工場にてスポーツ用の服装品の製造を行っており、現在使用している事務所が老朽化し、位置的に作業に支障を来す場所との事で、今般、現工場に隣接する申請地へ、事務所及び駐車場を新設し利用する計画でございます。敷地については、転用後全体で 2,582.59 m²となります。

以上 7 件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上です。

会 長

只今、事務局より 議案第 38 号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)
宜しいでしょうか。

事務局	<p>それでは、議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請 7件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県に進達することに決定いたします。</p> <p>続いて、事務局から議案第39号 事業計画変更承認申請 1件について審議をお願いします、事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》(番号1番の譲渡人(貸人)・譲受人(借人)の住所氏名・申請地の所在・地目・面積、目的、事由、備考を朗読及び詳細説明) 昨年の2月に皆様方にご審議いただいた案件の計画変更でございます。事由にあります、隣接する土地が、先程ご審議いただいた6番の5,023㎡でございます。今般、未完成である2分の1を6番の敷地と合わせ、パネル設置を行う事となったため、許可を受けた計画が、半分しか完成できない事により、この変更承認申請を提出させました。最終的には、前計画の1,821㎡、49.75kwに今回5条の追加分5,023㎡、581.7kwを追加し、6,844㎡、631.45kwとなります。尚、今回の事業計画変更承認申請につきましては、未施工部分も確実に施工するとの事でございますので、特に問題は無いと思われます。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第39号について説明させていただきました、何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは議案第39号 事業計画変更承認申請 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(件数が多いので簡略した説明を行う)(1番から17番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)</p> <p>決定第13号の農地利用集積計画につきましては、件数も多い為、集計概要を</p>

<p>会長</p>	<p>報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から17番、全体筆数は34筆、面積は29,149㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが受入となって利用権設定された筆数は10筆、10,005㎡でございます。あいち海部農業協同組合さん以外の受入は、8名で合計24筆、19,144㎡となっております。内容につきましては、作物は水稲、レンコン、普通畑でございます。新規34件、契約期間は3年5年6年10年、権利の内容はすべて賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。</p> <p>尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を全て満たしていると思われます。以上でございます。</p> <p>只今、簡略した内容ではございますが、事務局より 決定第13号 について説明をさせていただきました、何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告4件・報告5件について事務局より一括で説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から21番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、21件の届出がございました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願 1番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・土地の利用状況・処理年月日を朗読説明) この事案につきましては、事務局にて現地を確認させていただきました結果、農業用資機材の置場として利用されており、面積も20a未満であり、施行規則第32条「制限の例外」に該当している事を確認いたしました。尚、事業用などには絶対に使用しない事も確認済でございます。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を</p>

	<p>朗読説明)</p> <p>以上、2件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・事由・備考を朗読説明)</p> <p>以上、1件の現地を確認し、証明を行いました。</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知書 1番から7番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・解約申込日、合意成立日、土地引渡日・申請理由を朗読説明)</p> <p>以上、7件の解約の通知を受付させていただきました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番の届出者の住所氏名・届出地所在、地目、面積・埋立期間・備考を朗読説明)</p> <p>以上、1件の届出がございました。期間は2月28日までですが、2月17日に完了届の提出がございました。</p> <p>(報告 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用 1番から2番の認定電気通信事業者住所氏名・所在地、事由、進達日、備考を朗読説明)</p> <p>以上、2件につきましては、農地法施行規則第53条第14項「転用のための権利移動の制限の例外」に該当しており、内容及び現地を確認し、県へ進達させていただきました。</p> <p>(報告 公共工事に伴う一時転用 1番の工事名・工事内容・一時転用場所、地目、面積、借地面積・施工期間・転用内容・請負業者名を朗読説明)</p> <p>以上、1件の公共工事に伴う転用の届出がございました。</p> <p>(報告 愛西市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書届出状況について 選挙区・男女登載人数・定数及び今後の日程について朗読説明)</p> <p>以上のように取りまとめさせていただきました。今後の選挙人名簿調整などのスケジュールは表のとおりとなります。以上でございます。</p>
会 長	<p>只今、専決報告、報告についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
6 番委員	<p>説明は前年対比でしたが、前期の対比ではないですか。</p>
事務局	<p>毎年行っておりますので、前年対比です。</p>
会 長	<p>宜しいでしょうか、 それでは、専決報告、報告について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	<p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきます。</p> <p>これをもちまして、2月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時35分)</p> <p>続きまして、「その他」に入らせていただきます。</p> <p>先月の農地パトロール報告をお願いします。(立田地区)</p>
<p>36番委員 会 長</p>	<p>36番委員より報告 ご苦労様でした。</p> <p>その他、事務局より報告事項があればお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>今月の農地パトロールは八開地区を予定しておりますので、八開地区の委員の方は、八開庁舎 農業管理センター1階 土地利用調整室に 2月25日(火)午後1時30分集合をお願いします。</p> <p>次回、定例農業委員会は3月20日(木)午前9時より立田庁舎 第一会議室にて開催いたします。</p> <p>昨年3月定例農業委員会に「農業委員活動記録カードを各委員3枚」配布させて頂きました、次回、3月の定例農業委員会にて回収しますので、報告事項の有る方は、ご記入をいただき提出をお願いします。</p> <p>お願いしておりました、利用状況調査の提出期限が本日となっております、未提出の方はお早めをお願いします。尚、未提出の方は、3月定例農業委員会にて改めて依頼させて頂きます。</p> <p>先月の定例会にて「太陽光発電」につきまして、質問がございました。その後、海部管内の市町村で県を交え意見交換がございましたので、その内容を渡辺より報告させて頂きます。</p>
<p>事務局 会 長</p>	<p>「太陽光発電に関する農地転用についての管内市町村の動向、その他参考となる事項を報告」</p> <p>その他、宜しいでしょうか。</p>

これをもちまして2月定例農業委員会を閉会いたします。

閉 会（午前10時05分）

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成26年2月20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号28番委員 橋 本 三 博

議事録署名者

議席番号30番委員 加 藤 和 子